

各項目の説明

収益的収入

下水道使用料

下水道使用者に、排水量に応じてご負担いただくものです。井戸水使用の方を除き、水道の使用水量をもとに算定します。

他会計負担金

主に雨水処理経費に対する一般会計からの負担金です。

受託工事収益

他事業の工事の関係で、既設の下水道管の移設などを実施する場合において、工事に係る費用を原因者が負担することによる収益です。

その他の営業収益

主に排水設備指定工事店の指定手数料です。

他会計補助金

下水道使用料で賄えない汚水処理経費に対する一般会計からの補助金です。

長期前受金戻入

固定資産取得の財源となった補助金などについて、減価償却に見合った額を収益化する会計処理上の収益です。

収益的支出

維持管理費

職員給与費

下水道事業の営業活動に従事する職員の給料や手当などです。

修繕費

破損したマンホールや下水ポンプの交換など、下水道施設の修理費です。

その他

委託業務費、光熱水費、通信運搬費などです。

受託工事費

他事業の工事の関係で、既設の下水道管の移設などを原因者負担で実施する場合の移設工事費です。

流域下水道維持管理負担金

所沢市で出た汚水は、県が運営する荒川右岸流域下水道の処理施設（新河岸川水循環

センター)に送られますが、この施設の運転維持に要する費用を、関連する10市3町で負担するものです。

普及促進費

下水道が整備された区域の方に、台所・浴室・トイレなど排水設備を下水道へ接続するよう広報・補助するための事務に関する費用です。

減価償却費

固定資産（建物、構築物、機械など）の取得に要した支出を、耐用年数期間中の各年度の費用として割り当てて計上するものです。

資産減耗費

固定資産を廃棄する際に、帳簿上の残存価値を帳簿から除くための会計処理上の費用などです。

支払利息

国（財務省）や地方公共団体金融機構などから借入れしている資金の返済利子です。

消費税

消費税及び地方消費税納付予定額です。

雑支出

控除対象外消費税額などを計上しています。

資本的収入

企業債

国（財務省）や地方公共団体金融機構などからの借入金です。

負担金

一般会計からの工事負担金や、下水道が整備された区域の土地所有者の方にご負担いただく受益者負担金などです。

補助金

下水道耐震工事や長寿命化工事に対する、国からの補助金です。

資本的支出

建設改良費

職員給与費

建設・改良に従事する職員の給料や手当などです。

施設工事費

下水管布設工事費や耐震工事費です。

その他

建設・改良に係る委託費や固定資産購入の費用などです。

企業債償還金

国（財務省）や地方公共団体金融機構からの借入金の元金返済です。

長期貸付金

下水道が整備された区域においてトイレの水洗化工事を行う際の、工事資金の貸付金です。

補てん財源

損益勘定留保資金

減価償却費や資産減耗費など、現金の支出を伴わない費用は企業内部に留保されますが、これらの留保資金のうち、いまだに補填財源として使用されていない資金をいいます。

当年度分消費税資本的収支調整額

資本的支出に係る消費税額から、資本的収入に係る消費税額を引いた額です。